

別表 1 (第 2 の 1 項及び第 3 関係)

輸入禁止品の区分

輸入禁止品のグループ名	輸入禁止の対象
A	(1) 規則別表 1 の 2 に掲げる植物 (栽培の過程で検査を行う必要があるものであって同表に掲げる地域において栽培されていないものに限る。)、規則別表 2 に掲げる植物及び規則別表 2 の 2 に掲げる植物 (同表に掲げる基準に適合しているものを除く。) (2) 大臣が指定する有害動植物の 2 の表の 1 の項の (4) の寄生植物
B	(1) 規則別表 1 の第 1 の 1 の項の (1) の節足動物及び大臣が指定する有害動植物の 1 の表の 1 の項の (1) の節足動物 (同表の 2 の項の (1) の節足動物を除く。) (2) 規則別表 1 の第 1 の 1 の項の (2) の線虫及び大臣が指定する有害動植物の 1 の表の 1 の項の (2) の線虫 (同表の 2 の項の (2) の線虫を除く。) (3) 規則別表 1 の第 1 の 1 の項の (3) のその他無脊椎動物及び大臣が指定する有害動植物の 1 の表の 1 の項の (3) のその他無脊椎動物 (同表の 2 の項の (3) のその他無脊椎動物を除く。)
C	(1) 規則別表 1 の第 2 の 1 の項の (1) の真菌及び粘菌並びに大臣が指定する有害動植物の 2 の表の 1 の項の (1) の真菌及び粘菌 (同表の 2 の項の (1) の真菌及び粘菌を除く。) (2) 規則別表 1 の第 2 の 1 の項の (2) の細菌及び大臣が指定する有害動植物の 2 の表の 1 の項の (2) の細菌 (同表の 2 の項の (2) の細菌を除く。) (3) 規則別表 1 の第 2 の 1 の項の (3) のウイルス (ウイロイドを含む。) 及び大臣が指定する有害動植物の 2 の表の 1 の項の (3) のウイルス (ウイロイドを含む。) (同表の 2 の項の (3) のウイルスを除く。) (4) 規則別表 1 の第 2 の 1 の項の (4) のその他植物病の病原体
D	土又は土の付着する植物

備考 A、B、C及びDグループに係る輸入禁止品の容器包装は、上表のA、B、C及びDグループにそれぞれ所属するものとする。